

実務研究

日本税務会計学会
令和4年4月 月次研究会



関根 美男〔西新井〕

資本と利益の区分： 混合配当事件を題材に

1. はじめに

今回このテーマを研究しようと思ったのは、混合配当(その他利益剰余金からの配当)とその他資本剰余金からの配当を同時にすること(事件〔東京地判平29・12・6、東京高判令1・5・29、最判令3・3・11〕)から、

2. 資本と利益の区分

金子教授は、「資本剰余金の中には、株主の払い込み部分と、利益剰余金から払い込まれた部分とが混在している」と指摘している¹。

利益の資本組入れ(無償増資)²は、平成13年の税制改正前までは、税務上はみなし配当課税をしていない³(利益積立金の減少処理)ので、会社の経理処理と違いはなかった。しかし、平成13年の税制改正により、この時期に創設された組織再編税制との兼ね合いから、資産の交付がない場合のみなし配当課税を廃止したため、会社の経理処理と法人税法の扱いにズレが生じることになった(利益準備金が資本に組み入れられた場合には、当該組み

入れられた金額は、税務上、利益積立金額の減少とせず、資本積立金額が減少することとされた⁴。一方、平成18年の会社法施行⁵までは、資本剰余金を原資とする配当でありながら、会社が利益処分として決議すれば、税務上は利益積立金の減少(法23条の受取配当)としていた⁶。そして、会社法施行後⁶は、会社が無償減資で利益剰余金のマイナスを消去した場合も、無償増資で利益剰余金を資本に組み入れた場合も、税務上は資本金等と利益積立金の変動しないため、ここでも会社の経理処理とズレが生じることになった。こうしたズレは、組織再編を行った場合

(適格でも非適格でも)にも生じることになる。このようにして、会社の財務諸表上の資本金や資本剰余金のなかに利益が混在し、税務上の資本金等の額や利益積立金の額と食い違いが生じているのである。

3. 資本の払戻時の利益積立金の減少額(みなし配当)の算出

みなし配当の発生事由のなかに資本の払戻(剰余金の配当・資本剰余金の額の減少に伴うものに限る)(法24④)がある。平成13年改正前までは、資本の払戻(有償減資)によりみなし配当の額を計算する場合において、交付額が資本の金額を超えるとき、その超える部分の金額が資本積立金又は利益積立金のいずれから成るかは、当該交付する法人の計算によることになっていた⁷ため、みなし配当課税を故意に遅らせることができた。

そこでこのような租税回避を防止するため、プロラタ計算が平成13年に創設された(法令23④四)。この計算式により、交付金銭の総額を、純資産に占める資本金等と利益積立金の占める割合で比例配分(Proratable)することになった。したがって、資本の払戻でも利益積立金の減少額(みなし配当)が算出される結果になった。

この計算式は、平成18年に分子が交付金銭等の額から減少資本剰余金に改正された。この改正で、交付金銭等の額の内訳が利益剰余

剰余金のなかに利益が混在し、税務上の資本金等の額や利益積立金の額と食い違いが生じているのである。この改正で、交付金銭等の額の内訳が利益剰余

4. 混合配当事件

混合配当事件は、米国デラウェア州の債務超過のLLCが、当期に受領した子会社からの配当を日本の親会社に全額還流させるにあたって、日本の会社法では認められない⁸課税未済の利益配当と資本剰余金の払戻しを行った事件である。この事件の最高裁判決を受け、「減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とする」と施行令(法令23④四)が改正されることになった。

しかし、元々、会社の財務諸表上は利益剰余金があるが、税務上利益積立金がマイナスの場合(過去に資本金または資本準備金をその他資本剰余金に振り替えて、利益剰余金の額のマイナスに充当(欠損てん補)していた場合で、その後利益積立金のマイナスが残る状態)で利益剰余金がプラスになった場合は、減少資本剰余金を超えての払戻等対応資本金額等が計算される⁹仕組みであった。この事件の課税庁の課税処分¹⁰の計算結果で、それまで気付かなかったルールホールが表面化したと言える。

「先後関係問題」は起こらないはずである(もちろん、同時期の混合配当でも優先順位が決められるというのであれば別だが)。

先後関係は、剰余金の配当を同一事業年度に2度に分けて行う場合に発生する問題である。利益剰余金の配当が先行すると、資本金等の減少額が大きくなり(株主にとっての有価証券の譲渡対価が高くなる)、資本剰余金を先行すると、資本剰余金の減少額が小さくなる(株主にとっての有価証券の譲渡対価が低くなる)ので、先後問題が株主

にとっては大きい問題になる。それは、プロラタ計算の分母の前期末純資産簿価が、前期末から剰余金の配当までに、資本金等の額や利益積立金等の額に増減があった場合は、その額を加減算する(法令23④二、四)ことから起こることである。利益剰余金の配当を先行する場合のみ、計算式の分母の純資産額を減少させることになる。資本剰余金が先行し、後行の利益剰余金の配当の時、もともこの計算式は使用せず、全額が法23条(あるいは23条の2)の受取配当益金不算入の対象になる。資

本剰余金の中に利益積立金が含まれていると考えるが、利益剰余金の中に資本金等が含まれているとは考えないからである。最後に、国税庁は、「LLCが米国の税務上、法人課税又はパス・スルー課税のいずれの選択を行ったかにかかわらず、原則的には我が国の税務上、外国法人(内国法人以外の法人)として取り扱う」と公表しているが、今後起こるかもしれない。

最後に、国税庁は、「LLCが米国の税務上、法人課税又はパス・スルー課税のいずれの選択を行ったかにかかわらず、原則的には我が国の税務上、外国法人(内国法人以外の法人)として取り扱う」と公表しているが、今後起こるかもしれない。

1 金子宏『租税法24版』379頁。
2 利益の資本組入れに対するみなし配当課税の是非については、平成元年から3年ごろに渡っての金子・竹内論争が有名である。金子宏『所得概念の研究』(有斐閣1995年11月)230頁、竹内昭夫「利益積立金の資本組入れとみなし配当課税の当否」商事法務No.1258号43頁とNo.1259号30頁。
3 但し、最低資本金制度の導入時期に、平成3年度の税制改正で、5年間の時限立法であったが、利益の資本組み入れを最低資本金の額に達するまで配当所得として課税しない(利益積立金の減少としない)こととした期間がある。
4 会社法の施行により、その他資本剰余金もその他利益剰余金も剰余金とされ、会社財産の払出しは全て剰余金の配当として整理された。
5 旧法基通3・1・7の5
6 会社法発足当初(平18・21年)は、資本準備金とその他資本剰余金のみ資本組入れが認められ、利益の資本組入れが認められなかった(計48①、二)。
7 旧法基通3・1・8
8 米国デラウェアLLC法18・607(a)では、配当の効力発生後に、LLCの資産の時価が、当該LLCの債務総額を超える限度で、社員に配当を行えること規定している。
9 プロラタ計算の分母の前期末純資産簿価が、直前の資本金等の額より少ないので、必ず、減少資本剰余金を超える払戻等対応資本金額等が計算されることになる。
10 令和2年度の税制改正により、内国法人が一定の支配関係にある外国子会社等から一定規模以上の配当等の額を受ける場合には、子会社株式等の帳簿価額から、その配当等の額のうち、益金算入相当額を減額する特例が創設されている(法令119の3⑦)。

1 金子宏『租税法24版』379頁。
2 利益の資本組入れに対するみなし配当課税の是非については、平成元年から3年ごろに渡っての金子・竹内論争が有名である。金子宏『所得概念の研究』(有斐閣1995年11月)230頁、竹内昭夫「利益積立金の資本組入れとみなし配当課税の当否」商事法務No.1258号43頁とNo.1259号30頁。
3 但し、最低資本金制度の導入時期に、平成3年度の税制改正で、5年間の時限立法であったが、利益の資本組み入れを最低資本金の額に達するまで配当所得として課税しない(利益積立金の減少としない)こととした期間がある。
4 会社法の施行により、その他資本剰余金もその他利益剰余金も剰余金とされ、会社財産の払出しは全て剰余金の配当として整理された。
5 旧法基通3・1・7の5
6 会社法発足当初(平18・21年)は、資本準備金とその他資本剰余金のみ資本組入れが認められ、利益の資本組入れが認められなかった(計48①、二)。
7 旧法基通3・1・8
8 米国デラウェアLLC法18・607(a)では、配当の効力発生後に、LLCの資産の時価が、当該LLCの債務総額を超える限度で、社員に配当を行えること規定している。
9 プロラタ計算の分母の前期末純資産簿価が、直前の資本金等の額より少ないので、必ず、減少資本剰余金を超える払戻等対応資本金額等が計算されることになる。
10 令和2年度の税制改正により、内国法人が一定の支配関係にある外国子会社等から一定規模以上の配当等の額を受ける場合には、子会社株式等の帳簿価額から、その配当等の額のうち、益金算入相当額を減額する特例が創設されている(法令119の3⑦)。